令和８年11月17日
第３回青森県障がい者施策推進協議会

資料2－3

第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の評価及び第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画の成果目標等について

以下、
第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画→第７期計画
第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画→第８期計画　と表記

（第８期計画にかかる記載内容は現時点の案です。 今後、市町村との調整等により、内容を見直すことがあります。）

青森県健康医療福祉部障がい福祉課

Ⅰ　第７期計画の進捗状況の評価

（１）評価の考え方

国の基本指針（R5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）に基づいて設定した成果指標の数値等について、計画策定時の値と実績値を比較して、「目標達成」、「改善」、「横ばい」、「悪化」、「評価困難」の５区分で評価した。

（２）全体の評価状況

6事項26項目で構成される成果指標のうち、「目標達成」は9項目、「改善」は9項目、「横ばい」は2項目、「悪化」は1項目、「評価困難」は5項目だった。

「目標達成」及び「改善」の項目は全体の約7割となっており、第7期計画は概ね改善の方向に進捗したと評価できる。

＜成果指標が設定された事項別の評価状況＞

成果指標が設定された事項	目標達成	改善	横ばい	悪化	評価困難	計
①地域生活支援の充実		2			1	3
②福祉施設の入所者の地域生活への移行	1	1				2
③精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	2	3		1		6
④福祉施設から一般就労への移行等	2	3			2	7
⑤障がい児支援の提供体制の整備等	3		2		2	7
⑥障害福祉サービス等の質の向上につながる取組の推進	1					1
	9	9	2	1	5	26

26項目中18項目（69.2%）が改善傾向

（３）事項別の評価状況

①地域生活支援の充実	計画策定時	時点	目標値	実績	時点	評価	評価内容
ⅰ　地域生活支援拠点等（※1）を各圏域に少なくとも1つ整備	3圏域に3箇所整備	R4	6圏域に6箇所整備	3圏域に5箇所整備	R7	改善	圏域数は横ばいだが、箇所数は増加
ⅱ　地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、 ・コーディネーターの配置 ・地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置 ・支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	2圏域2箇所で実施	R4	6圏域6箇所で実施	2圏域3箇所で実施	R7	改善	圏域数は横ばいだが、箇所数が増加
ⅲ　地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、 ・年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討	―	―	各箇所年1回以上	2圏域3箇所で実施	R7	評価困難	R7年度時点の実績値は目標値には届かなかったが、計画策定時のデータがないこと、R8年度の実績が今後確定することから現時点では評価困難と判断

※1　地域生活支援拠点等は障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設・病院等からの地域移行の推進を担う機能をもつ場所や体制のこと。

現状・課題

地域生活支援拠点等の整備数は改善傾向にあるものの、６圏域のうち、西北圏域、下北圏域、八戸圏域において、人的資源や協力事業所の不足により未整備の状況が続いている。

②福祉施設の入所者の地域生活への移行	計画策定時	時点	目標値	実績	時点	評価	評価内容
ⅰ　施設入所者の地域生活移行者数	37人	R2-4累計	143人（R6-8累計）	45人	R5-7累計	改善	目標値には届かなかったが、計画策定時よりも増加
ⅱ　施設入所者数	2,375人	R4	2,312人	2,276人	R7	目標達成	目標値以上に減少

現状・課題

・地域生活移行者数は増加傾向にあるも、実績値は目標値の3割程度にとどまっている。（実績値45/目標値143→31.5%）
・施設入所者数はR4年度からR7年度までで99人減少し、目標を達成した。
・地域生活移行者数（45人）が施設入所者の減少数（99人）の約半数であることを踏まえると、入所者の高齢化に伴い死亡や入院に起因する退所が多いことが推測される。
・地域生活への移行を進めるためには地域移行支援・地域定着支援の活用を更に促していく必要がある。
・障がいの程度や家庭の状況によっては施設入所が適切な場合もあることから、障がい者本人と家族の意向を尊重しなければならない。

③精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	計画策定時	時点	目標値（R8）	実績	時点	評価	評価内容
ⅰ　精神障がい者の精神病床から退院1年以内の地域における平均生活日数	319.7日	R1	325.3日以上	328.7日	R4	目標達成	目標値以上に増加
ⅱ　精神病床における1年以上入院患者数							
(a)65歳以上	1,295人	R4	1,026人	1,158人	R7	改善	目標値を下回らなかったが、計画策定時よりも減少
(b)65歳未満	638人	R4	596人	544人	R7	目標達成	目標値以上に減少
ⅲ　精神病床における早期退院率							
(a)入院後3か月時点	60.9%	R1	68.9%以上	63.2%	R4	改善	目標値には届かなかったが、計画策定時よりも上昇
(b)入院後6か月時点	78.3%	R1	84.5%以上	77.7%	R4	悪化	計画策定時よりも低下
(c)入院後1年時点	87.9%	R1	91.0%以上	88.6%	R4	改善	目標値には届かなかったが、計画策定時よりも上昇

現状・課題

・精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数は目標を達成した。
・精神病床における1年以上の入院患者数は減少傾向（65歳以上137人減少（=計画策定時1,295人−実績値1,158人））、65歳未満94人減少（=計画策定時638人−実績値544人））。
・早期退院率は入院後6か月時点が計画策定時よりも低下したが、入院後3か月時点、同1年時点では改善している。なお、国の第８期計画に係る基本指針では早期退院率は第8期計画の成果指標としては設定されていない。

④福祉施設から一般就労への移行等	計画策定時	時点	目標値（R8）	実績	時点	評価	評価内容
i　福祉施設から一般就労への移行者数							
(a)全体数	143人	R3	184人	167人	R7	改善	目標値には届かなかったが、計画策定時よりも増加
(b)上記(a)のうち就労移行支援事業からの移行者数	71人	R3	94人	84人	R7	改善	目標値には届かなかったが、計画策定時よりも増加
(c)上記(a)のうち就労継続支援A型からの移行者数	40人	R3	56人	41人	R7	改善	目標値には届かなかったが、計画策定時よりも増加
(d)上記(a)のうち就労継続支援B型からの移行者数	30人	R3	39人	41人	R7	目標達成	目標値以上に増加
ii　一般就労への移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	－	－	5割以上	47.1%	R7	評価困難	実績値は目標値には届かなかったが、計画策定時のデータがないこと、R8年度の実績が今後確定することから、現時点では評価困難
iii　就労定着支援事業の利用者数	17人	R3	24人	90人	R7	目標達成	目標値以上に増加
iv　就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	90.0%	R3	2割5分以上	0%	R7	評価困難	計画策定時点で目標値を上回っていたが、定義の変更によりR7年度時点で0%となったため、評価困難

現状・課題

・福祉施設から一般就労への移行者数は、全体として24人増加（=実績値167人-計画策定時143人）した。そのうち11人は就労継続支援B型からの移行者であり、この項目については目標を達成した。
・就労定着支援事業の利用者数は、73人増加（=実績値90人-計画策定時17人）し目標値を大きく上回った。

⑤障がい児支援の提供体制の整備等	計画策定時	時点	目標値（R8）	実績	時点	評価	評価内容
i　児童発達支援センターの設置	6圏域10市町に設置	R5	各市町村又は圏域に1箇所以上	6圏域10市町に設置	R7	目標達成	計画策定時点で全圏域に設置されており目標達成
ii　障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	－	－	各市町村又は圏域で構築	4圏域6市町村で構築	R7	評価困難	R7年度時点の実績値は目標値には届かなかったが、計画策定時のデータがないこと、R8年度の実績が今後確定することから現時点では評価困難と判断
iii　主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	3圏域3市町で確保	R4	各市町村又は圏域で確保	3圏域3市町で確保	R7	横ばい	計画策定時から変動なし
iv　主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	4圏域6市町で確保	R4	各市町村又は圏域で確保	4圏域6市町で確保	R7	横ばい	計画策定時から変動なし
v　医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	4圏域32市町村に設置	R5	各市町村又は圏域に設置	6圏域34市町村で確保	R7	目標達成	圏域、市町村数ともに増加し、目標達成
vi　医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	6圏域4市町村に設置	R4	各市町村又は圏域に配置	6圏域16市町村に配置	R7	目標達成	計画策定時点で全圏域に配置されており目標達成（実績値では更に設置市町村数が増加）
vii　障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置	－	－	県で設置	未設置	R7	評価困難	今後、県内の入所児の移行状況等を踏まえて検討することとしており、現時点では評価困難

現状・課題

・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を設置する市町村や圏域の増加に向けて、事業者が当該サービスに取り組めるよう環境を整える必要がある。

・医療的ケア児支援については、青森小児在宅支援センターを中核に支援体制の構築が進んでおり、全圏域に関係機関の協議の場が設置された。医療的ケア児支援法の改正を受け、成人期以降に円滑に支援が移行できるよう取り組む必要がある。

⑥障害福祉サービス等の質の向上につながる取組の推進	計画策定時	時点	目標値（R8）	実績	時点	評価	評価内容
ⅰ　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施するための体制を構築	－	－	県において実施体制を構築	構築	R7	目標達成	現状・課題のとおり

現状・課題

・障害福祉サービス事業所を対象とした県の指導監査の結果は必要に応じて市町村と情報共有しているほか、集団指導において指摘事項の具体例を事業者と共有するとともに市町村にも情報提供しており、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制は構築できている。

Ⅱ　第８期計画の成果目標の設定

（１）設定の考え方

国の基本指針（R8年こども家庭庁・厚生労働省告示第4号）に基づいて、８つの事項に係る成果目標を計43項目設定する。

成果目標が設定された事項 （国の基本指針に即して設定）	（第7期計画から） 継続	（第7期計画から） 変更	新規	計	（参考） 第７期計画 の成果指標数
①福祉施設の入所者の地域生活への移行		2		2	2
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		3	7	10	6
③福祉施設から一般就労への移行等	2	5	3	10	7
④障がい児支援の提供体制の整備等	5	1	3	9	7
⑤地域生活支援の充実	2	1	1	4	3
⑥相談支援体制の充実・強化等【新規】			3	3	
⑦障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上【新規】			3	3	
⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	1		1	2	1
	10	12	21	43	26

第7期計画から成果目標が17項目増加

（２）事項別の成果目標と推進方策の方向性

①施設入所者の地域生活への移行	国の基本指針における目標（R11）	県の目標設定の考え方	現状値	時点	県目標値（R11）
i　地域移行者数【目標値の変更】	R7年度末施設入所者の6%以上	・市町村計画との整合性を図るため、市町村のサービス見込量の集計値を採用。 ・移行者数161人は、R7年度末施設入所者数の7%相当	45	R5-7累計	161人（R9-11累計）
ii　施設入所者数【目標値の変更】	R7年度末の5%以上削減	・入所者の高齢化・重度化、社会資源等の状況により、地域での生活が難しい利用者の施設需要への対応は必要。 ・市町村計画との整合性を図るため、市町村のサービス見込量の集計値を採用。 ・削減数97人（=現状地2,276人-目標値2,179人）は、R7年度末施設入所数の4.3%相当。	2,276人	R7	2,179人

推進方策の方向性

・居住の場の確保（グループホーム整備推進等による居住の場の確保等）
・入所者の地域生活への移行の推進（地域生活移行・定着を支援するサービスの活用促進等）
・退所後の地域生活の維持（障がい者の地域生活に係る県民の理解促進等）

（２）事項別の成果目標と推進方策の方向性

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	国の基本指針における目標（R11）	県の目標設定の考え方	現状値	時点	県目標値（R11）
i　精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数【目標値の変更】	319.3日以上 （設定時点で既に319.3日以上の場合は、設定時点の平均生活日数以上）	現状値を踏まえ、年1日の改善を目指す。 →現状値（R4）　328.7日 R5 329.7日　R6 330.7日 R7 331.7日　R8 332.7日 R9 333.7日　R10 334.7日 R11　335.7日≒336日	328.7日	R4	336日
ii　精神病床における1年以上入院患者数					
(a)65歳以上【目標値の変更】	基本指針別表第四の一の項の式で算定	基本指針で提示された式で算定。	1,158人	R7	869人
(b)65歳未満【目標値の変更】	基本指針別表第四の一の項の式で算定。	基本指針で提示された式で算定。	544人	R7	383人
(c)75歳以上【新規】	基本指針別表第四の一の項の式で算定。	基本指針で提示された式で算定。	確認中	R7	571人
(d)40歳以上の認知症である者【新規】	基本指針別表第四の一及びニの項の式で算定。	基本指針で提示された式で算定。	確認中	R7	383人
iii　精神病床への30日以上の再入院率					
(a)退院後90日時点【新規】	10.3%以下	国と同じ目標値とする。	確認中	R7	10.3%以下
(b)退院後180日時点【新規】	17.4%以下	国と同じ目標値とする。	確認中	R7	17.4%以下
(c)退院後365日時点【新規】	25.7%以下	国と同じ目標値とする。	確認中	R7	25.7%以下

（２）事項別の成果目標と推進方策の方向性

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（続き）	国の基本指針における目標（R11）	県の目標設定の考え方	現状値	時点	県目標値（R11）
iv　心のサポーター（※2）数【新規】	R15年度末までに全国で100万人となるよう、都道府県の将来人口を勘案して設定	国から提示された目標人数とする。	0人	R7	4,840人
v　住民のこころの状態を把握【新規】	K6（※3）により住民のこころの状態を把握	うつ・不安障害が疑われる10点以上の県民の割合をR7全国平均値である9.8%以下とする。	10点以上の割合 10.9%	R7	10点以上の割合 9.8%以下

※2及び※3は次頁のとおり

推進方策の方向性

・入院中の精神障がい者に対する退院支援の促進（保健・医療・福祉関係者の連携による退院支援等）
・居住の場の確保（グループホーム整備推進等による居住の場の確保等）
・退院後の地域生活の維持（症状の再発・重度化防止のための適切な通院、訪問看護等の利用促進等）
・県及び市町村による心のサポーター養成講座の開催

※2　心のサポーターとは、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族に対してできる範囲で手助けする、傾聴を中心とした支援者のこと。

※3　K6とは、「国民生活基礎調査」で公表されている「こころの状態」を示す尺度。米国の Kesslerらによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。（「国民生活基礎調査」用語解説より）

質問項目
①神経過敏に感じましたか。
②絶望的だと感じましたか。
③そわそわ、落ち着かなく感じましたか。
④気分が沈み込んで、何が起こっても気が晴れないように感じましたか。
⑤何をするのも骨折りだと感じましたか。
⑥自分は価値のない人間だと感じましたか。

➡

配点	
まったくない	0点
少しだけ	1点
ときどき	2点
たいてい	3点
いつも	4点

➡ 合計0～24点

点数が高いほど精神的な不調が強い可能性があるとされており、国民生活基礎調査では、全国及び都道府県別に「0～4点」「5～9点」「10点以上」の割合等が公表されている。

【参考】K6日本語版（解説）で示されているカットオフ値

5～9点　→何らかのうつ・不安の問題がある可能性がある（心理的ストレス相当）

10～12点→うつ・不安障害が疑われる（気分・不安障害相当）

13点以上→重度のうつ・不安障害が疑われる（重症精神障害相当）

③福祉施設から一般就労への移行等	国の基本指針における目標（R11）	県の目標設定の考え方	現状値	時点	県目標値（R11）
i　一般就労への移行者数					
(a)全体数【目標値の変更】	R6実績の1.31倍以上	国の基本指針における目標のとおりR6実績の1.31倍以上とする。 →R6実績145人×1.31≒190.0人	167人	R7	190人
(b)上記(a)のうち就労移行支援事業からの移行者数【目標値の変更】	R6実績の1.14倍以上	国の基本指針における目標のとおりR6実績の1.14倍以上とする。 →R6実績82人×1.14≒93.5人	84人	R7	94人
(c)上記(a)のうち就労継続支援A型からの移行者数【目標値の変更】	R6実績のおおむね1.52倍以上	国の基本指針における目標のとおりR6実績の1.52倍以上とすると40人となり、現状値を下回ることから、R7実績の41人にR7サービス実績870人とR11サービス見込量884人を比較した増加率1.6%を乗じて42人とする。 →R7実績41人×1.016≒41.7人	41人	R7	42人
(d)上記(a)のうち就労継続支援B型からの移行者数【目標値の変更】	R6実績のおおむね1.67倍以上	国の基本指針における目標のとおりR6実績の1.67倍以上とする。 →R6実績36人×1.67≒60.1人	41人	R7	61人
ii　就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の就労移行支援事業所の割合【継続】	5割以上	国と同じ目標値とする。	47.1%	R7	50%
iii　就労定着支援事業の利用者数【目標値の変更】	R6実績の1.47倍以上	国の基本指針における目標のとおりR6実績の1.47倍以上とする。 →R6実績73人×1.47≒107.3人	90人	R7	108人
iv　就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合【継続】	2割5分以上	国と同じ目標値とする。	0%	R7	25%

③福祉施設から一般就労への移行等（続き）	国の基本指針における目標（R11）	県の目標設定の考え方	現状値	時点	県目標値（R11）
v　就労選択支援事業所の設置【新規】	協議会設置圏域ごとに設置	現状値で目標達成していることから、体制の充実を目指す。	6圏域に15事業所	R7	6圏域に15事業所以上
vi　就労選択支援利用者数【新規】	全国で82,000人以上	市町村計画との整合性を図るため、市町村のサービス見込量の集計値を採用。	16人	R7	350人
vii　就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するための協議会の設置【新規】	各都道府県が設置	国の基本指針における目標を踏まえ、県が設置する。（既存の会議体の活用を検討）	ー	R7	県が設置

推進方策の方向性

・福祉施設における就労実績の向上（障がい者等の地域生活の支援体制の充実）
・障がい者が就労するための能力・意欲の向上（障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進）
・就労移行支援事業や就労選択支援事業等の利用者の増加（就労移行支援及び就労選択支援サービスの活用促進）

（２）事項別の成果目標と推進方策の方向性

④障がい児支援の提供体制の整備等	国の基本指針における目標（R11）	県の目標設定の考え方	現状値	時点	県目標値（R11）
i　重層的な地域支援体制の構築【新規】	児童発達支援センターの４つの中核的な機能（※4）を市町村又は圏域単位で確保	現状値で全圏域で確保されていることから、全市町村に1か所以上確保されることを目指す。	6圏域10市町村で確保	R7	40市町村で確保
ii　障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進【変更（目標対象に県を追加）】	各都道府県及び各市町村又は圏域で、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置	国と同じ目標値とする。	4圏域6市町村で整備	R7	県及び各市町村又は圏域で整備
iii　主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保【継続】	各市町村又は圏域で確保	国と同じ目標値とする。	3圏域3市町で確保	R7	各市町村又は圏域で確保
iv　主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保【継続】	各市町村又は圏域で確保	国と同じ目標値とする。	4圏域6市町で確保	R7	各市町村又は圏域で確保
v　医療的ケア児等支援のための協議の場の設置【継続】	各市町村又は圏域で設置	現状値で全圏域で確保されていることから、全市町村に設置されることを目指す。	6圏域34市町村で確保	R7	40市町村で設置
vi　医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置【継続】	各市町村又は圏域で配置	現状値で全圏域で配置されていることから、全市町村に配置されることを目指す。	6圏域16市町村で配置	R7	40市町村で配置
vii　障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置【継続】	各都道府県・各指定都市で設置	国の基本指針における目標を踏まえ、県が設置する。	－	－	県が設置
viii　障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保【新規】	各市町村又は圏域で確保	国と同じ目標値とする。	3圏域9市町村で確保	R7	各市町村又は圏域で確保

※4　４つの中核的な機能は、（一）幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、（二）地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、（三）地域のインクルージョン推進の中核としての機能、（四）地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能のこと。

④障がい児支援の提供体制の整備等（続き）	国の基本指針における目標（R11）	県の目標設定の考え方	現状値	時点	県目標値（R11）
ix　強度行動障がいの状態にある児の支援ニーズ等の把握と支援体制の整備【新規】	各都道府県又は必要に応じて指定都市で実施	国の基本指針における目標を踏まえ、県が実施する。	－	－	県が実施

推進方策の方向性

・地域支援体制の充実（児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の強化等）
・特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備（医療的ケア児や重症心身障害児等の支援体制の強化等）
・障害児入所施設からの円滑な移行（県による協議の場の設置等）

（２）事項別の成果目標と推進方策の方向性

⑤地域生活支援の充実	国の基本指針における目標（R11）	県の目標設定の考え方	現状値	時点	県目標値（R11）
i　地域生活支援拠点等の整備【目標値の変更】	各市町村で当該市町村の全ての日常生活圏域を支援の対象とする地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む）	圏域単位での共同設置を含めた地域生活支援拠点等の設置を目指す。	3圏域 5市町村で整備 （箇所数5）	R7	6圏域で整備 （箇所数15）
ii　地域生活支援拠点等における拠点コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築【継続】	地域生活支援拠点等に拠点コーディネーター及び地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所の担当者を配置	全圏域の地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターの配置を目指す。	2圏域 3箇所に配置	R7	6圏域に配置 （箇所数11）
iii　地域生活支援拠点等の支援の実績等を踏まえた運用状況の検証・検討【継続】	各箇所で年1回以上	国と同じ目標値とする。	3箇所で実施	R7	各箇所 年1回以上
iv　強度行動障がいの状態にある者の支援ニーズ等の把握と支援体制の整備【新規】	各市町村又は圏域で実施	市町村調査の結果を採用。	4圏域 4市町村で実施	R7	6圏域 19市町村で実施

推進方策の方向性

・市町村に対する支援（各市町村の地域生活支援拠点等の整備に係る現状や課題等の把握と共有等）
・事業者支援（社会福祉施設等整備費の助成による拠点整備等に必要なグループホームや短期入所事業所などの整備等）

（２）事項別の成果目標と推進方策の方向性

⑥相談支援体制の充実・強化【新規】	国の基本指針における目標（R11）	県の目標設定の考え方	現状値	時点	県目標値（R11）
i　基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備とこれらの連携【新規】	全市町村で実施	取組の基礎となる相談支援事業所が所在する20市町村での実施を目指す。	2市町村で実施（※5）	R7	20市町村で実施
ii　基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保【新規】	全基幹相談支援センターにおいて以下の取組を実施 ・主任相談支援専門員の配置 ・人材育成等 ・協議会の運営関与	個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制を確保するため、相談支援事業所が所在する20市町村において、基幹相談支援センターが協議会の運営に関与することを目指す。	3市町村で実施	R7	20市町村で実施
iii　のぞまないセルフプランの件数【新規】	都道府県及び市町村においてセルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、相談支援体制の充実・強化を図ることで0件	国と同じ目標値とする。	10件	R7	0件

※5　R7年度時点の市町村における設置状況
- 基幹相談支援センター設置市町村　3市町村（R7年度時点）
- 地域生活支援拠点等設置市町村　5市町村（　〃　）
- 協議会設置市町村　32市町村（　〃　）

すべてを設置している市町村は2市町村

推進方策の方向性

・市町村に対する支援（各市町村の基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備等に係る現状や課題等の把握と共有等）

⑦障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上【新規】	国の基本指針における目標（R11）	県の目標設定の考え方	現状値	時点	県目標値（R11）
ⅰ　相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援ガイドライン（※6）等を活用した研修の実施【新規】	都道府県で実施	国の基本指針における目標を踏まえ、県が実施する。	－	－	県が実施
ⅱ　人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新規】	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」(※7)及び「省力化投資促進プラン－障害福祉－」（※8）を踏まえ、各都道府県においてワンストップ窓口を設置	国の基本指針における目標を踏まえ、県が設置する。	－	－	県が設置
ⅲ　当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】	各都道府県において協議会を設置し、ワンストップ窓口と連携	国の基本指針における目標を踏まえ、県が設置する。	－	－	県が設置

※6　障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（H29.3.31付け障発0331第15号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別添）
※7　R7.6.13に閣議決定した、賃上げと投資がけん引する「成長型経済」への移行を目指すための総合経済・成長戦略の改訂版
※8　R7.6.13付けで厚生労働省が策定した、障がい福祉分野における、AI、ロボットの導入やDXを始めとする省力化投資を推進するためのプラン

推進方策の方向性

・ワンストップ窓口及び協議会の設置・連携

（２）事項別の成果目標と推進方策の方向性

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	国の基本指針における目標（R11）	県の目標設定の考え方	現状値	時点	県目標値（R11）
i　障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築【継続】	都道府県は以下の取組を実施 ・障害福祉サービス等に係る研修 ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析・活用 ・指導監査の適正な実施とその結果の関係市町村との共有	県では既に国の基本指針における目標に掲げる取組を実施していることから、実施体制を維持する。	県が実施	R7	県が実施
ii　障害福祉サービス等情報公表制度（※9）における管内事業所の公表率及び更新率【新規】	各都道府県、政令市又は中核市における公表率及び更新率100%	国の基本指針における目標を踏まえ、県内事業所の公表率及び更新率を100%とすることを目指す。	－	－	県内事業所について100%

※9　障害者総合支援法第76条の3の規定に基づき都道府県知事等が事業所の報告内容を公表する制度

推進方策の方向性

・障がい福祉人材の養成の推進（指定研修事業者と連携し、地域ニーズを踏まえた専門的人材の計画的な養成）
・指導監査結果の関係市町村との共有
・障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表及び更新の推進